

鳥取県告示第 812 号

平成19年鳥取県告示第405号（国土調査法による事業計画の決定について）により告示した平成19年度における地籍調査に関する事業計画の一部を次のとおり変更したので、告示する。

平成 19 年 9 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	変更前後別	調査面積（平方メートル）
鳥取市	鳥取市雲山、大杵、新、正蓮寺、面影一丁目、面影二丁目、吉成、大覚寺、福部町蔵見、国府町神垣、河原町高福、河原町山手、用瀬町別府、気高町日光、鹿野町乙亥正及び青谷町小畑の各一部	平成20年3月31日まで	変更前	5. 51
			変更後	5. 54
米子市	米子市淀江町稲吉の一部	"	変更前	0. 77
			変更後	0. 71
八頭町	八頭郡八頭町上峰寺、下峰寺、山上、見槻、志子部及び奥野の各一部、茂谷の全部	"	変更前	7. 55
			変更後	8. 78
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大字宮内、大字藤津、大字野方、大字白石、大字方地、大字漆原、大字北福、大字門田、大字佐美及び大字埴見の各一部	"	変更前	3. 31
			変更後	3. 42
琴浦町	東伯郡琴浦町大字赤碕、大字八橋、大字美好、大字三保、大字公文、大字倉坂、大字山田及び大字大杉の各一部	"	変更前	2. 77
			変更後	2. 51
日野町	日野郡日野町久住の一部	"	変更前	0. 46
			変更後	0. 40

調査を行う者の名称	変更前後別	調査地域	調査期間	調査面積（平方メートル）
南部町	変更前	西伯郡南部町原、与一谷、鍋倉、倭、西、法勝寺、天萬、宮前、諸木、田住、市山及び朝金の各一部	平成20年3月31日まで	3. 39
	変更後	西伯郡南部町原、与一谷、鍋倉、天萬、宮前、諸木、田住、市山及び朝金の各一部	"	2. 66
日南町	変更前	日野郡日南町三栄、阿毘縁、下阿毘縁、下石見及び花口の各一部	"	9. 19
	変更後	日野郡日南町三栄、阿毘縁、下阿毘縁、下石見、花口及び新屋の各一部	"	13. 14